

2 水質基準等

(1) 水質基準項目 52 項目

水質基準に関する省令（平成15年 5月30日厚生労働省令第101号。平成16年 4月 1日施行）

水質基準に関する省令の一部を改正する省令（令和 7年 6月30日環境省令第19号。令和 8年 4月 1日施行）

	項 目	基準値	区 分
1	一般細菌	100個/mL以下	病原生物による 汚染の指標
2	大腸菌	検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機物
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	
20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）	0.00005mg/L以下	
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	消毒副生成物
22	塩素酸	0.6mg/L以下	
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	
24	クロロホルム	0.06mg/L以下	
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	
27	臭素酸	0.01mg/L以下	
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	着 色
34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	
35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	
36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	
37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味
38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	着 色
39	塩化物イオン	200mg/L以下	味
40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	
41	蒸発残留物	500mg/L以下	発 泡
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	
43	ジオオスミン	0.00001mg/L以下	かび臭
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発 泡
46	フェノール類	0.005mg/L以下	臭 気
47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	味
48	pH値	5.8以上8.6以下	基礎的性状
49	味	異常でないこと	
50	臭気	異常でないこと	
51	色度	5度以下	
52	濁度	2度以下	

参考資料

（２）水質管理目標設定項目 26 項目

水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について

（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等について（施行通知）

（令和 7 年 6 月 30 日環水大管発第2506301号環境省水・大気環境局長通知。令和 8 年 4 月 1 日施行）

	項 目	目標値	区 分
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下（暫定）	
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	一般有機物
8	トルエン	0.4mg/L以下	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	
15	農薬類（注 1）	1以下（注 2）	農 薬
16	残留塩素	1mg/L以下	臭 気
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10mg/L以上100mg/L以下	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	着色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	臭 気
21	メチル-tert-ブチルエーテル（MTBE）	0.02mg/L以下	
22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	味
23	臭気強度（TON）	3以下	臭 気
24	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下	味
25	濁度	1度以下	基礎的性状
26	pH 値	7.5程度	腐 食
27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	
28	従属栄養細菌	2000個/mL以下（暫定）	水道施設の健全性の指標
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	着色

（注 1）農薬類は、115の農薬リストから水源地域の使用時期や状況を勘案して必要な農薬を選定し、検査結果を総合的に評価する。

（注 2）農薬類の目標値は、各農薬の検出値をそれぞれ目標値で除した値を合計し、その合計値が1以下であることを示す。

（注 3）4,6及び11は水質基準項目に移行されたことから、7は水質管理目標設定項目から削除され、4項目が欠番になっている。

(3) 要検討項目 46 項目

水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について

(平成4年12月21日衛水第270号厚生省生活衛生局水道整備課長通知)

水質基準に関する省令の一部改正及び水道法施行規則の一部改正等における 留意事項について

(令和7年6月30日環水大管発第2506305号環境省水・大気環境局環境管理課長通知)

	項 目	目 標 値	区 分
1	銀及びその化合物	—	無機物・重金属
2	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	
3	ビスマス及びその化合物	—	
4	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	
5	アクリルアミド	0.0005mg/L	有機物
6	アクリル酸	—	
7	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L(暫定)	
8	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L(暫定)	
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L	
10	エビクロロヒドリン	0.0004mg/L(暫定)	
11	塩化ビニル	0.002mg/L	
12	酢酸ビニル	—	
13	2,4-トルエンジアミン	—	
14	2,6-トルエンジアミン	—	
15	N, N-ジメチルアニリン	—	
16	スチレン	0.02mg/L	非意図的生成物
17	ダイオキシン類	1pg-TEQ/L(暫定)	
18	トリエチレンテトラミン	—	有機物
19	ノニルフェノール	0.3mg/L(暫定)	
20	ビスフェノールA	0.1mg/L(暫定)	
21	ヒドラジン	—	無機物
22	1,2-ブタジエン	—	有機物
23	1,3-ブタジエン	—	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	
26	マイクロキスチン-L R	0.0008mg/L(暫定)	
27	有機すず化合物	0.0006mg/L(暫定)(トリブチルスズオキシド(TBTO))	消毒副生成物
28	ブロモクロロ酢酸	—	
29	ブロモジクロロ酢酸	—	
30	ジブロモクロロ酢酸	—	
31	ブロモ酢酸	—	
32	ジブロモ酢酸	—	
33	トリブロモ酢酸	—	
34	トリクロロアセトニトリル	—	
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	
36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	
37	アセトアルデヒド	—	有機物
38	MX	0.001mg/L	
39	キシレン	0.4mg/L	有機物
40	過塩素酸	0.025mg/L	無機物
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L	有機物
42	アニリン	0.02mg/L	
43	キノリン	0.0001mg/L	
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L	
46	要検討PFAS(注)	—	

(注) 要検討PFASとは、ペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPD-DA)の8物質である。

参考資料